

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：11201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2016

課題番号：25580151

研究課題名(和文)可能性としての口述資料 - 『被爆者の声』の確定と公開 -

研究課題名(英文) A study for the possibility of the oral document: A recognition and exhibition of "the voice of the A-bomb victim"

研究代表者

今野 日出晴 (KONNO, Hideharu)

岩手大学・教育学部・教授

研究者番号：10380213

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：この研究は、故伊藤明彦氏によって採録された「被爆者の声」(原テープと証言ビデオ)について、その採録された意図や目的、採録後の記録や資料などを調査し、一つの資料群として確定することで、デジタルアーカイブとしての新たな可能性を開こうとしたものである。具体的な研究作業を通して、まず、音源とともに、作成された録音名簿の今日的な意義が明らかになったこと、さらに、音源などの口述資料とそれに関連する文書資料を、系統的に整理することによって新しい価値が生まれるということなどの知見を得ることができた。さらに、このモデルを現代史資料モデルとして構想する際のいくつかの課題も同時に明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This study explores new possibility of the digital archives, "voice of the A-bomb victim (original tape and testimony video)" collected by Akihiko Ito, through examining his intention and purpose for the collection and recognizing his records and documents as unified resource. As a result of this study, this study shows the contemporary significance of recording lists collected by Ito and also suggests that the oral resources such as sound sources and the related document could be added new value by arranging in a systematic order. Furthermore, I point out some problems about these resources when these are set as a contemporary history document model.

研究分野：日本近現代史

キーワード：被爆者 オーラル・ヒストリー デジタル・アーカイブ 口述資料 平和教育

1. 研究開始当初の背景

(1) オーラルヒストリーは、「戦争の記憶」やジェンダー、マイノリティなどの主題で豊かな成果をあげてきた。しかし、口述資料と文字資料の関係、口述資料の信憑性、あるいは、アーカイブス学における「証拠性の確保」と「公開性の保証」の問題は、重要な課題として残っていた(加藤 2011)。

(2) 口述資料としては、さまざまなものが想定されるが、この研究で対象にしたのは、伊藤明彦(1936-2009)が1971~1979年に音声採録した1003名、及び、2006年~2009年にビデオ採録した349名(上記の1003名と一部重複がある)の口述資料であり、ここで採録された「被爆者の声」は、語り手のリアリティを最大限活かそうとする点で、オーラルヒストリーの可能性を拓くものと位置づけた(今野 2012)。

(3) しかし、伊藤明彦による「被爆者の声」は、録音原テープが、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館に、ビデオは「NPO法人 被爆者の声」に保管されているが、別々に管理されたままであり、相互の連携も試みられてはいない。

2. 研究の目的

(1) 以上の研究状況を踏まえて、本研究は、録音テープ、ビデオテープ、採録過程に関わる記録や資料、伊藤が残した音声作品(『被爆を語る』シリーズ)・著作物などを調査し、一つの資料群として確定することを目的とするものである。

一つの資料群として確定するということは、まず、伊藤が残した、口述資料(録音テープとビデオテープ)と、それに関連する文書資料との関係を検討し、口述資料のみを単独で評価するのではなく、文書資料も含めた付随資料をあわせて位置づけることで、この資料群の特質を明らかにすることをねらいとしている。

次に、口述資料にあらわれた「被爆体験」を、他の文書資料(被爆体験記など)と照合するなど、クロスチェックをおこなうことによって、「証拠性」を確保した資料群として提示するというのもう一つのねらいとしている。

(2) さらに、口述資料と文書資料を位置づけた資料群として確定し公開することで、口述資料としての「戦争体験」を現代史の史・資料として整理するための一つのモデルを提示することとなり、それも、本研究の目的となっている。

(3) 将来的には、この「被爆体験」を軸にしたアーカイブを公開することで、学校教育や

社会教育においても、活用することが見込まれ、これも付随した研究成果として期待できる。

3. 研究の方法

(1) 本研究の具体的な調査作業は、まず、対象とする録音テープは国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館に保管され、原テープのほか、音声作品のマザーテープ、さらには、被爆者の「整理名簿」などの文書資料がある。これらを調査整理し、作業用目録を作成する。

(2) あわせて、伊藤明彦の原点となったNBC長崎放送のラジオ番組「被爆を語る」について、聞き取り調査をおこない、伊藤のオーラルヒストリーの方法論を究明する。

(3) 次に、対象とするビデオテープは、「NPO法人 被爆者の声」に保管され、同様に、被爆者の「整理名簿」などの文書資料がある。これらを調査整理し、作業用目録を作成する。あわせて、口述資料の特徴などについて、聞き取り調査をおこなう。

(4) これらの研究調査から、口述資料と文書資料との関係を検討して、この資料群の特質を明らかにするとともに、一つの資料群として確定する。

(5) 「被爆者の声」と関連して、それぞれの被爆者が残した他の文書資料(体験記)や他の映像資料を、この「被爆者の声」関連資料群として博捜し、その信憑性を相互に確認する。

4. 研究成果

(1) 本研究における成果としては、まず、第一には、この一群の資料群を確定する過程において、口述資料と文書資料との関係が明らかになったことがあげられる。

この資料群を特別なものに行っているのは、きわめて早い時期に「被爆体験」が採録されたということだけではない。口述資料が孤立して採録されたのではなく、後述するように、採録に関しての文書資料が記録として丁寧に残されていることが重要なのである。口述資料と文書資料とがセットになって残された希少な資料群であることが明瞭になった。

特に、重要な文書資料は、「被爆を語る」と題された「録音名簿」20冊である。ビデオによる採録においても、「ビデオ記録簿」27冊が作成されており、それには、「録音月日」「場所」「ききて」(採録した被爆者の)「氏名」「生年月日」「空欄」「現在の住所」「職業」「被爆時の職業・住所・居た場所(爆心地)」、そして『年譜』(便宜的に名づける)からなっていた。

この「録音名簿」の原型が、1968年の長崎放送のラジオ番組「被爆を語る」(初代担当：伊藤)においての「録音整理簿」であったことも判明した。これが原型になって、細かな修正を経て、1971年からの「録音名簿」、2006年からの「ビデオ記録簿」へと継承されていった。なお、長崎放送での番組名は「長崎は証言する」に変わったが、放送は続いており、「録音整理簿」は現在もそのままの形式が踏襲されている。

番組における「録音整理簿」は、放送が終了した時点で、記録としての役割は終了することになるが、1971年からの「録音名簿」は、録音した時点での記録としての意味合いをこえて、その後も書き継がれていくことを念頭においたものであることが明確になった。「生年月日」の次の「空欄」は、採録された被爆者の「逝去」月日が記載されるための「空欄」であり、『年譜』は、録音するまでの記録(家族歴や生活歴など)と、録音したあとの記録も記されていた。つまり、被爆体験を点としての録音記録として終了させるのではなく、被爆後から戦後の「現在」までの長期にわたる被爆者の生活史の記録として意味づけようとしているものであった。

それを可能にしたのは、採録後も、「被爆者の声を記録する会」(代表：伊藤)の会報を送付するなど、さまざまなかたちで、被爆者と継続して連絡をとっていたからであった。そのための文書資料として、収録者個々人との年賀状や暑中見舞いなどの私信や、収録被爆者の新聞記事や体験記もあわせてスクラップされているのである。

こうしたことから、この資料群は、中核となる口述資料を文書資料が補いながら、長期にわたって、体験者の生活をたどることを可能にしているという特質をもち、現代史資料としての重要なモデルの一つと評価することができる(継続して収集されていくべき現代史資料モデル、生成され続ける資料モデルとあってよい)。

(2) 次に、第二の成果としては、「被爆者の声」をデジタルアーカイブとして公開するにあたって、その可能性と困難性について、新たな知見が得られたことである。

公開に関わっては、個人情報保護法において、個人情報は「生存する個人に関する情報」であり、基本的には故人は含まれない。しかし、被爆者の個人情報は、故人であっても、遺族との関係で、センシティブ情報(機微な個人情報)に触れることが、課題として浮かび上がってくる。

センシティブ情報は、一般に、思想、信

教および信条に関する個人情報ならびに社会的な差別の原因となるものとされるが、この点に関わって、ここでの口述資料には、被爆者援護法に関わって、政治的な心情が話される場合も少なくない。公開を実施するために、解決を迫られる論点になってくる。

公開に関して、伊藤は、収録者から、収録した音源についての寄贈や公開の承諾書をとっており、自らの音声作品を作成する際にも、同意確認の手続きをおこなっている。伊藤は、その際、「音声権」という独特の概念を提示していることが明らかになった。

「音声権」とは、通常の音声の著作権のことではない。伊藤は、音源が公開・活用されることは承認しながら、その活用については制限を加えている。それは「音声濫用拒否権」とし、核兵器が効果的であるというような主張のために、音声の二次使用を認めないということであった。この資料群が、核兵器を廃絶するという目的のために生成されたという特質を明瞭にあらわしている。

公開に関わっては、すでに、「NPO法人 被爆者の声」が、インターネットで265人分を公開している。これは、先駆的な試みであり、こうしたインターネットによる公開は、デジタルメディアの劣化という問題にも一つの示唆を与える。伊藤の最初の収録はオープンリールテープでおこなわれたが、経年劣化という問題を避けて通れない。その点、公開することで、多くの人に分有され共有されていくことになり、人類全体の資産となることでもあった。

<被爆者の声> 管理人：古川義久
<http://www.geocities.jp/s20hibaku/>

(3) 最後に、本研究の遂行から明らかになった、今後の課題と研究の展望について提示したい。

研究作業において、「被爆者の声」に収録された被爆者の、他の文書資料(体験記)や映像資料とをすりあわせることが最も困難であり、それらをすべて調査し、網羅することがかなわなかった。これは単純に、対象の膨大さ—現時点でも体験記は語られ、記されていく、完結せずに、生成され続けること—による。今後、もう少し、大がかりな研究調査の必要がある。

「被爆者の声」資料群をより一層充実したものにするためには、音声資料や映像資料を中核に、文書資料を組み合わせたものを系統的に整理していくことが求められる。本研究もその一環として遂行してきたが、現在必要なことは、文書資料のデジタル化である。1971年からの「録音名簿」、2006年からの「ビデオ記録簿」、さらに、収録した被爆者から

の葉書や書簡、新聞記事、体験記など資料をデジタル化し、一つのオーラルヒストリー型デジタルアーカイブとして新たな価値を創出することが求められるのである。

「被爆者の声」を、デジタル化された、口述資料や文書資料を組み込んで、系統的に整理された、一つのオーラルヒストリー型デジタルアーカイブとして構築していくためには、ここに関わるすべてのコンテンツの権利関係を洗い出し、権利者の許諾を得ることが必要になってくる。

さらには、この「被爆者の声」を他のデジタルアーカイブと密接に関連付けることも重要な取り組みになってくる。すでに、グーグルアースに、「被爆体験」と写真、地図などを重層的に表示した、「ナガサキ・アーカイブ」や「ヒロシマ・アーカイブ」などの多層的なデジタルアーカイブが作成公開されている（渡邊 2013）。それらのアーカイブに、「被爆者の声」で収録された音声や映像を重ねるだけで、相互のアーカイブがより一層充実することになることは明かである。

そして、より重要なことは、アーカイブの活用という問題である。「被爆者の声」を一つのオーラルヒストリー型デジタルアーカイブとして公開することができたとしても、その記録資料に価値や意味を見いだすのは、それを利用する私たちであるという原点を見据える必要がある（大濱 2007）。

そのアーカイブに意味を見いだすことのできるような価値意識を育成するために、学校教育や社会教育の場の重要性が改めて課題となる。その点において、「被爆者の声」に収録されたものは、学校教育や社会教育の場で活用することができ、平和教育において重要な学習材となりえるものであった。

1982年に小学校教師の斎藤三郎は、岩手県一関市の荻原勝夫の手記『被爆二十四年』をもとに紙芝居をつくり、地域のなかの平和教育実践をおこなった（斎藤 1985）。この荻原の体験は、1975年に伊藤によって聞き取られ、「被爆者の声」に残されている。斎藤は、このことを知らずに、荻原の手記のみで、実践をおこなったが、もし、本人の音声を活用されれば、実践はより一層リアリティのあるものになったであろう。「被爆者の声」が公開されれば、このデジタルアーカイブの価値そのものも明確になるのである。

口述資料と文書資料とを組み合わせ、系統的に整理し保管し活用するということを想定すると、地方自治体における公文書管理が行政の説明責任を果たすためという文脈でおこなわれるようなあり方に対して

一石を投じるものとなる。つまり、地域における歴史、地域における記憶を継承するという点においては、口述資料の収集、保管、活用ということをきちんと位置づけることを意味する。申請者は、現在、いくつかの地方自治体史に関与しているが、その意味でも、本研究で得られた知見を、これらに活かして、近現代史資料のあり方を考えてみたい。

<引用文献>

加藤聖文、歴史記録としての戦争体験、歴史評論、第739号、2011、36-49

今野日出晴、解説 被爆者とは誰か、未来からの遺言、岩波書店、2012、229-251、

渡邊英徳、データを紡いで社会につなぐ - デジタルアーカイブのつくり方、講談社、2013、268

大濱徹也、アーカイブズへの眼 - 記録の管理と保存の哲学 -、刀水書房、2007、211

斎藤三郎、地域にねざす平和教育 - 「被爆者の手記」を教材化して -、教育、第449号、1985、74-86

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計5件)

今野日出晴、アクティブ・ラーニングという眩惑、歴史評論、第791号、査読無、2016、44-56

今野日出晴、「被爆者の声」、その力 - 「口述資料」と文書資料 -、飯田市歴史研究所年報、第13号、査読無、2015、8-24、

今野日出晴、教科書は何に依拠して書かれるべきか、教育、第836号、査読無、2015、40-45、

今野日出晴、歴史教師の不在 - なぜ「歴史教育」なのか -、歴史学研究、第924号、査読有、2014、19-28、

今野日出晴、歴史認識を深めるために - 「討論授業」の再定義 -、中等社会科教育研究、第32号、査読有、2014

〔学会発表〕(計4件)

今野日出晴、方法としての地域学習、日本教材学会、2016年10月15日、盛岡大学(岩手県・滝沢市)

今野日出晴、開かれた歴史教育実践へ - 誰の声に耳をすますか -、全国社会科教育学

会、2014年11月1日、愛媛大学（愛媛県・松山市）

今野日出晴、＜歴史教師＞の不在 - なぜ「歴史教育」なのか、歴史学研究会、2014年5月24日、駒澤大学（東京都・世田谷区）

今野日出晴、可能性としての口述資料 - 「被爆者の声」の意味と意義 - 、愛媛大学教育学部G P「文化的平和」の理念に関する教育実践研究 - 長崎から「人間の復興」を考える - 、2014年1月25日、愛媛大学（愛媛県・松山市）

〔図書〕（計3件）

今野日出晴ほか11名、新日本出版社、18歳選挙権時代の主権者を創る - 憲法を自分の力に - 、2016、236（199-215）

今野日出晴ほか9名、岩波書店、記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争 - 岩波講座アジア・太平洋戦争 戦後篇 - 、2015、290（99-128）

今野日出晴ほか15名、三省堂、歴史教育・社会科教育年報 2014年版 - 平和・安全で豊かな日本・世界の構築のために - 、2014、187（55-66）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今野 日出晴（KONNO, Hideharu）
岩手大学・教育学部・教授
研究者番号：10380213

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

(4) 研究協力者